



一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会

<http://www.taxi-tokyo.or.jp/>

プレスリリース

平成29年5月15日

報道関係者各位

第5回 東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会の開催について

平成26年1月に施行されました「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成25年法律83号。以下「改正特措法」）により、特別区・武三交通圏が準特定地域に指定され、当該地域の関係者がタクシー事業の適正化及び活性化に向け取り組んでいるところであります。

今般、平成29年1月26日付け国土交通省告示第49号により、特別区・武三交通圏が引き続き準特定地域に指定されました。

つきましては、再指定に伴い、これまでの取り組み状況等についてフォローアップを行うため、第5回「東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会」を下記のとおり開催いたしますのでお知らせいたします。

なお、新たに協議会の構成員として加入したい方については、開催日の30日前（5月30日・火曜）までに下記の問い合わせ先にお申し出ください。

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木） 10:00～
2. 場 所 自動車会館 2階 大会議室
東京都千代田区九段南4-8-13
www.jidosya-kaikan.com/map.html
3. 予定して
いる議題 (1) 準特定地域協議会の設置要綱の改正について
(2) 適正化・活性化に関するフォローアップ調査について
(3) 適正化・活性化の取り組み状況について

本件に関する
お問い合わせ先

東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会事務局
一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会
門 井 ・ 高 筒 TEL : 03-3264-8080